

千葉県被災住宅応急修理事業 追加登録説明会のご案内

9月の台風15号以降、千葉県では相次ぐ自然災害で被災した住宅の応急修理が急務となり、その対策の一環として、全国木造建設事業協会（以下、全木協）千葉県協会に「千葉県被災住宅応急修理事業」への対応が要請されました。11月7日から相談窓口が開設され、被災住民の方への対応が始まっており多くの被災住民の方からお問い合わせをいただいています。

この事業は実際の被災住宅の修理を被災住民からの依頼に基づいて有料で行っていくものです。被災住宅の応急修理事業は、住宅の半壊・一部損壊等が認められた住民の申請を市町村にて受付、全木協の事業者リストから指名された事業者が工事を請け負い、工事をした事業者が定められた範囲の工事費について補助金を受け、それ以外の工事については被災住民からお支払をいただくことで進められます。

事業参加にはこの登録説明会にご参加いただき、事業の趣旨と流れをご理解いただいた上で、事業にご登録いただくことが必要です。そのため説明会を下記の通り実施いたします。事業参加ご希望の皆様には、ご多用とは存じますが、千葉県の皆様にも一日でも早く日常を取り戻していただくための活動の一環であることとご理解いただき、なにとぞご参加いただけますようご案内申し上げます。

記

1. 日時および会場： 第7回 12月9日（月）19：00～ 千葉土建一般労働組合 市原支部
第8回 12月11日（水）19：00～ 千葉土建一般労働組合 船橋習志野支部
第9回 12月17日（火）19：00～ 千葉土建一般労働組合 柏流山支部

※同じ内容です。いずれか都合の良い回に参加して下さい。

2. 内 容： ・ 応急修理事業の趣旨と流れの確認
・ 修理対象となる範囲の確認
・ 修理依頼から応急修理実施までの流れの確認（全体で1時間半程度を予定）

3. 応急修理事業登録事業者となるための要件：
・ 地域でエンドユーザーからの直接請負（元請）をしている事業者であること。
・ 市町村指定の見積書の作成ができること。
・ 本説明会に参加し、事業に参加する工務店として全木協千葉県協会に登録をすること。 以上

FAX 043-224-2906 FAXにてご返信ください。間違いのないようダイヤル前に今一度ご確認ください。

参加回 いずれかに✓してください。

第7回 12月9日（月） 第8回 12月11日（水） 第9回 12月17日（火）

所属団体：（略称 該当するものに○をしてください） ・ちばもく ・中建協 ・千葉県連 ・東建従 千葉土建

貴社名： _____ ご参加代表者ご氏名： _____ ご参加予定人数： _____ 人